

阪神間都市計画事業芦屋西部第二地区 震災復興土地区画整理事業

受賞機関 芦屋市

はじめに

芦屋市は、六甲山麓の南斜面という日当りの良い環境と大阪・神戸の郊外地という立地が注目され、別荘地、住宅地として発展するなか、昭和26年に「芦屋国際文化住宅都市建設法」公布を受け、国際性と文化性あふれる住宅都市の形成という目標のもとにまちづくりを進めてきた。

しかし、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災により、全市の57%もの建物が全半壊するという壊滅的な被害を受けたことから、特に、被災の大きかった地区に震災復興土地区画整理事業等を取り入れ、まちの復興に取り組んだ。建物全半壊が92%と市内で最も被災の大きかった当地区であったが、震災後10年となる平成17年2月25日には換地処分の公告を終え、事業が完成した。

事業の概要

- 事業の名称：阪神間都市計画事業 芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業
- 施行面積：約10.7ha
- 施行区域：芦屋市津和町、川西町の各一部
- 施行期間：平成10年3月～平成27年3月
(清算期間10年間を含む)
- 総事業費：約90.8億円
- 平均減歩率：公共10.0% (実質2.56%)
- 主な公共施設：街区公園 (1箇所3500㎡)
ポケットパーク (5箇所2300㎡)
緑地 (2箇所600㎡)
電線類地中化工事 (4路線550m)

事業の特徴

芦屋市では、他の被災都市と同様に平成7年3月17日に区画整理事業を都市計画決定したが、この決定に激しい反対運動が起き、事業はいきなり暗礁に乗り上げた。その後の地元調整で、住民主体のまちづくり案作成を目指し平成8年3月に「芦屋西部地区まち再興協議会」の設立にこぎつけた。毎週土曜日の深夜にまでおよぶ幹事会、住民説明のブロック



コミュニティ道路・電線類地中化

会、勉強会、協議会だよりの発行など、協議会主導で議論を重ね、区画整理の受け入れとまち再興計画案の賛否住民投票が実施され、平成9年8月に「芦屋西部地区まち再興計画案」が芦屋市長に提出された。市では、この提案をベースに区画整理の事業計画を作成した。区画整理事業開始後の協議会では、住民と市とのパイプ役を務める一方で、地域住民が安全に安心して使える道路や公園の整備について、ワークショップで住民意向やアイデアを集約し、第二段階のまちづくり提案として平成11年12月に「道路整備計画編」を、平成12年10月に「公園整備計画編」が市に提出された。



津和公園で遊ぶ子供たち

住民の事業反対運動からまちの復興が始まり、紆余曲折であったが、住民との丁寧な話し合いとワークショップなどによる住民参加型のプランづくり等を行ったことにより、完成後の公園清掃・管理などにも住民が愛着を持って積極的に参加され、地域のコミュニティ活動にも良い結果となっている。